

会議録

令和2年度 第2回 (仮称)新潟市文書館運営協議会 会議録

日 時： 令和2年12月24日(木) 午後2時～午後4時

場 所： 新潟市役所本館6階 講堂

出席者： (仮称)新潟市文書館運営協議会 委員

伊藤委員、田中委員、中村委員、早川委員、原委員、渡部委員

(五十音順)

事務局

松本課長補佐、長谷川主幹、高橋主査、山貝副主査

袖山課長補佐、阿部主事

1 開会

(事務局)

それでは、定刻になりましたので、ただいまより第2回(仮称)新潟市文書館運営協議会を開催いたします。

本日、進行をさせていただきます、歴史文化課の高橋と申します。どうぞよろしく願いいたします。

はじめに、本日の委員の皆様のご出欠についてご報告させていただきます。本日、金子委員が所用につきご欠席でございます。また、正面スクリーンにご覧いただけますとおり、早川委員、田中委員におかれましては、リモートでご出席いただいております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日の開催にあたりまして、事務局よりごあいさつ申し上げます。

2 事務局あいさつ

(歴史文化課課長補佐)

歴史文化課課長補佐の松本と申します。本日は、年の瀬の大変お忙しい中、前回の第1回に続きまして、引き続きお時間をいただき、誠にありがとうございます。コロナの関係で、なるべく広めの会場で間隔を空けてといったところでございますが、第3波の収束がなかなか見えない中で皆様にお集まりいただき開催させていただいたこと、誠に恐縮でございます。また、早川委員、田中委員にもご配慮いただきまして、リモートでご参加いただき、大変ありがとうございます。また、本日、本来であれば、歴史文化課長の遠藤が出席し、ごあいさつ申し上げる予定でございましたが、それこそコロナの関係で急遽対応が必要になりましたこともございまして欠席となりましたこと、ご報告、お詫び申し上げます。

(仮称)新潟市文書館でございますが、小学校の校舎を改修して整備が進んでいる状況でございます。順調にいけば、今年度末で竣工、その後諸々必要な調整を経まして、来年度の秋以降の開館を目指して、現在準備を進めているところでございます。本日、文書館

という施設設置に向けまして、必要な条例の制定について、委員の皆様にご確認いただくとともに、文書館の機能、役割を踏まえ、どのような事業をやっていくべきか、また、その方向性などについてご意見等を頂戴し、参考にさせていただければと思っておりますので、本日、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(事務局)

それでは、次に配布資料の確認をさせていただきます。リモートでご参加の早川委員、田中委員におかれましては、事前に送付させていただきました資料のご確認をお願いいたします。この場にご出席の皆様におかれましては、お手元の紙資料を改めてご確認をお願いいたします。

それでは、資料ですが、一番最初に「次第」ということでお手元にお配りしているかと思えます。めくっていただきまして、委員名簿、それから本日の席次表でございます。続いて資料ですが、資料1から資料4までご用意してございます。一番最初にA3の縦長のもの、「(仮称)新潟市文書館条例骨子(案)修正箇所」というものです。続いて、資料2「(仮称)新潟市文書館条例(案)第2条関係」と表題に書いてあるものでございます。続きまして、A4でホチキス留めしているものでございますが、資料3ということで「新潟市文書館条例(案文)」でございます。最後に資料4でございますが、「(仮称)新潟市文書館の事業について」というものをご用意してございます。こちらは、A3縦長のものになっております。

この資料のほかは、参考配布ということで別綴りになっておりますが、最初に、一番表題に「昭和62年法律第115号公文書館法」と書かれております公文書館法の条文でございます。続きまして、横長のカラー刷りになっております「(仮称)新潟市文書館講座室の概況」という資料になっております。一枚めくっていただきますと、今度はA4の縦書きになっております「新潟県立文書館文書調査員要綱」というものでございます。続いてカラー刷りの両面になっておりますが、こちらは、すみません、表題があれですけれども、検索システム画面ということで、目録等の検索で先行している自治体、愛知県と埼玉県のホームページから写しを取ったものでございます。最後に、「新潟市の歴史資料だより第28号」ということで、私どもで発刊いたしました最新のものを添付しております。

本日の配布資料は以上となりますが、ご不備等がございましたら、恐れ入りますがご連絡をお願い申し上げます。よろしいでしょうか。何か、不備等、落丁等がございましたら、お気づきの際に事務局にご連絡をお願い申し上げます。

それでは、本日の会議につきまして、改めてではございますが、ご説明申し上げます。当協議会は、いわゆる審議会といったものではなく、答申をいただくという位置づけのものではございません。委員の皆様からご意見等をいただき、参考にさせていただくというものでございますので、ご承知おきください。なお、この会の開催に関し作成した会議事録等は、情報公開の対象となり、また市のホームページには会議概要を掲載する予定でございますので、併せてご承知おき願います。

大変お待たせいたしました。それでは、これからの進行は、原会長をお願いいたします。原会長、よろしくお願いいたします。

3 (仮称)新潟市文書館条例(案)について

(会 長)

それでは、指名ですので、審議に入らせていただきたいと思います。

それでは、次第の3「(仮称)新潟市文書館条例(案)について」です。事務局からの説明と質疑応答、意見交換に入りたいと思います。はじめに、事務局よりご説明をお願いいたします。どうぞ、よろしくお願いします。

(事務局)

引き続き、松本でございます。私からは、(仮称)新潟市文書館条例(案)につきまして、ご説明させていただきます。恐れ入りますが、資料1をご覧ください。A3縦のものでございます。

前回、第1回の運営協議会におきまして、条例案骨子という形でご覧いただいたものが、この表の左側に記載しております。右側には、委員の方からいただいたご質問やその後の検討などにより加除修正した部分につきまして、赤字で記載しているものでございます。

それでは、一番上の「○設置」のところでございますが、上から4行目のところになりますが、前は「広く情報を発信するため」としていましたが、何の情報かというところが分かりにくいのではという、私ども内部の意見もありましたので、「歴史に関する」という言葉に修正し、情報については「歴史に関するもの」だということを明記したものでございます。

また、右側の、同じく上から4行目、5行目になりますけれども、「公文書館法第5条第1項の規定に基づき」という言葉を加えております。公文書館法につきましては、参考に別途お配りさせていただいておりますけれども、公文書の定義や、国・地方の責務、公文書館の役割などを謳っている法律ですが、その第5条第1項では、「公文書館は国立公文書館法の定めるもののほか、国、または地方公共団体が設置する」という規定があります。また、第2項では、「地方公共団体が設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない」とも規定されています。

新潟市としましては、平成25年に文書館の整備基本計画を策定し、これまで文書館の設置計画を進めてきまして、現在、別に制定の準備を進めています「新潟市公文書管理条例」で求める特定歴史公文書の保存、利用といったところを含めて、次の事業のところでもご説明させていただきますが、歴史文書に関する調査研究などもやっていくということで、新潟市の文書館は、公文書館法で言う公文書館ということを明記したものでございます。

その下、最後の行の文書館の設置場所、いわゆる住所の部分ですが、地番の分筆履歴の関係で修正しているところでございます。

続きまして、その下の「○事業」のところでございますが、こちらにつきましては、恐れ入りますが、次の資料2をご覧くださいませでしょうか。表題としては、「(仮称)新潟市文書館条例(案)第2条関係」というものでございます。

こちらの表ですが、一番左側の列には、平成25年に策定した文書館整備基本計画で掲げられていました文書館の基本機能を記載しております。四つの機能としまして、上から大きく「資料保存」、「調査研究活動」、「歴史編さんと情報発信」、「資料・歴史情報の公開・提供」が挙げられています。一番上の「資料保存」につきましては、副題的なものとして歴史公文書も地域の歴史資料も公平にということで、主な想定内容として、資料

保存の啓発・支援活動、歴史公文書、地域の歴史資料等の記載がございます。2段目の「調査研究活動」につきましては、新潟市の歴史情報のシンクタンクにということで、調査研究活動の展開、収集・保存資料の資源化と活用が挙げられています。その下、3段目につきましては、歴史情報の新たな発信方法ということで、歴史公文書を活用した現代史編さんをはじめ、新しい歴史刊行物の制作と文書館展示、また調査研究に基づく積極的な歴史講座の開催が挙げられています。その下、4段目につきましては、充実した資料相談サービスということで、市民共有の知的資源としての歴史資料の公開・活用の推進、レファレンス・サービスの充実、市民・行政組織への情報提供支援が挙げられています。

これら基本計画に挙げられた四つの基本機能になるべく沿う形で、条文上での文書館の事業を記載したものがその右側の列になりますが、前回ご覧いただいた条例骨子案における事業に関する条文と、今回の修正案を並べて記載しております。

1段目につきましては、(1)として「特定歴史公文書を保存し、一般の利用に供すること」ということで、前回ご覧になっていたものと修正はしておりませんが、改めて言葉の意図するところを一番右側の列に記載しております。特定歴史公文書につきましては、新潟市公文書管理条例にて行政文書の保存期間満了後移管されたものと、法人その他の団体、または個人から市に寄贈・寄託されたものと定義される予定です。

続きまして、2段目につきましても(2)「本市の歴史に関する資料の収集及び調査研究を行うこと」として、前回とは修正しておりませんが、その意図するところとしては、右側の欄になりますが、本市の歴史に関する資料の収集については、歴史資料の所蔵者宅への調査によって文書館への寄贈・寄託につなげたり、広く歴史に関する刊行物の収集をすることなど、また調査研究としましては、所蔵する資料を調査し活用することで、新潟市の歴史を明らかにしていくことなどを想定しております。

続きまして3段目ですが、(3)「本市の歴史編さん及び歴史に関する情報発信を行うこと」という形で、これにつきましても前回と修正しておりませんが、その意図するところとしては、歴史編さんにつきましては、これまでも新潟市史などを刊行しておりますが、調査研究をもとにした新しい歴史刊行物の作成、また、歴史に関する情報発信としましては、これまでも行ってきております歴史講座や広報紙等の活用、また今後は、新たに文書館での常設展示や企画展示の開催などによる情報発信を想定しているところでございます。

続きまして一番下の段、(4)になりますが、こちらは前回ご覧いただいたものから修正を加えております。前回、「保存資料の公開・利用を促進すること」としておりましたが、田中委員よりこの「保存資料」という言葉と、この表で言いますと一番上の段の(1)のところになりますが、「特定歴史公文書を保存し」という部分が同じものかといったご質問をいただいております。この(4)の意図としましては、特定歴史公文書のほか、広く歴史に関する書籍や刊行物などを含めた歴史資料も市民に活用してもらおうというところがありましたが、分かりづらいところもありましたので、文書館で保存するものを「所蔵資料」と表現したものです。また、左側の列の整備基本計画におきまして、市民共有の知的資源としての歴史資料の公開・活用の推進と併せ、レファレンス・サービスを充実し、市民・行政組織への情報提供支援が挙げられていることから、「歴史に関する調査研究を支援すること」という文言を加えたものです。総じて(4)の条文につきましては、右側

の列の下段に記載しておりますが、目録整理、検索システムによる利便性の向上や、調査相談により文書館の所蔵資料の利用促進に結びつけ、市民の調査研究活動を支援することなどを意図しているものでございます。

恐れ入りますが、資料1にお戻りいただきまして、上から三つ目の丸になりますが、「施設」のところになります。こちらは、市民の方に利用していただく供用部分を列挙しているものですが、記載の順番を修正しております。閲覧室、資料公開室、どちらも文書館の機能を果たしていくうえで重要なところですが、まずは資料を閲覧いただくという文書館の基本の部分としまして、閲覧室を最初にもってきた形です。また、名称の整理として、前回「講座・映像室」としていたものを「講座室」と整理したところです。

続きまして、その下の「○休館日」、また次の丸になりますが「開館時間」の規定につきましては、前回と変わりませんが、他都市の状況などを踏まえ、記載のとおりとしております。

続きまして、その下の丸ですが、「講座室の利用」という項目を新たに設けております。講座室につきましては、別に参考としてお配りさせていただいた先ほどの写真入りの図面になりますが、「(仮称)新潟市文書館講座室概況」というものをお手元にお配りさせていただいております。恐れ入りますが、こちらも合わせてご覧いただきながらと思います。講座室は、文字通り文書館の事業として歴史講座などを行う部屋として想定しているスペースですが、常に事業により占有するものではありませんので、施設の有効利用の観点から、文書館の事業で使用しない時期、あるいは時間については、地域の行事や集会等にご利用いただけるよう規定したものでございます。いわゆる貸館、貸室を可能としたものでございます。

また、文書館は小学校の校舎を活用して整備しているところ、写真入りの図面にもございますが、こちらの部屋は文書館の正面玄関とは別に玄関があり、単独で出入り管理ができる仕様になっております。その仕様を活かし、より有効活用を図る観点から、文書館の休館日や時間外においても、規則で定める団体については、必要と認められる範囲において利用可能な枠組みとしたものが、条文の赤字で記載した部分の内容でございます。なお、規則で定める団体としましては、公共性、または公益性が高い地域活動を行う団体と考えておりまして、具体的には地域コミュニティ協議会や自治会、PTAなど、かなり幅広い団体が対象になると考えています。貸館、貸室につきましては、文書館の本質的な機能や役割とは直接関連しているものではございませんが、この枠組みの中で、地域の方をはじめ有効にご活用いただき、また、文書館に慣れ親しんでいただくきっかけになればと考えています。

条文上、その下の以下の内容につきましては、講座室の利用や使用料に関する手続き、文書館内での行為の制限に関する事など、新潟市の他の公共施設の規程に習い、標準的な内容を規定しております。それら条例全文の案につきましては、資料3のとおりでございますが、ボリューム等の関係もあり、すべてご説明できなくて大変申し訳ございませんが、条例案の説明としては、以上でございます。

(会 長)

ありがとうございました。ただいまの説明に対しまして、皆さんからご意見をいただきたいと思っております。どなたからでも発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(早川委員)

早川です。何点かお聞きしたいことがございます。質問にあたっては、資料3でお配りいただいたものについても質問の範囲に含めてよろしいでしょうか。

(事務局)

お願いいたします。

(早川委員)

では、資料3とも絡みますが、資料1の右側の一番上の「設置」の5行目の後ろのほう、カッコ書きで「以下、『文書館』という」の「以下、」の「、」は、多分取るのが新潟市の作法だと思いますので、資料3も含めて取っておかれたほうがいいのかと思います。

(事務局)

ありがとうございます。

(早川委員)

次に、資料2真ん中というか、上から2段目「調査研究活動」の一番右側、文言の定義・意味などの2行目、「市域の所蔵者宅への調査など」ということで、これももちろんとても重要だとは思いますが、一方で市から転出された方が市の歴史に関する文書をお持ちのこともけっこうあるかと思しますので、「市域の」というのは例かとは思いますが、何となく限定されているようにも見えますから、「市内外の」など、市外についても調査の対象に入るような表現にしたほうがよいのではないかと思います。

(事務局)

ありがとうございます。

(早川委員)

では、続いて資料3に進めてよろしいでしょうか。資料3を拝見して気になったのが、これは、新潟市のやり方はどうなのかなのですけれども、第2条の5号のところ、「前各号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事業」となっていますが、第1条の見出しが目的ではないので、表現としていいのかなということが気になりました。

(事務局)

ありがとうございます。

(早川委員)

続きまして、第8条の1号と2号の両方なのですけれども、1号で「利用の目的又は内容が公の秩序」うんぬんとなっていますが、講座室の利用の目的は分かるのですけれども、利用の内容というのは何を指すのかというのが分からなかったもので、後ほど教えていただければと思います。

(事務局)

了解いたしました。

(早川委員)

次に第10条ですけれども、条文の流れからすれば分かるのですが、「使用料」という見出しになっていますので、「市長は」の後に「講座室の利用者から」という形で、講座室だけはお金がかかるということを明示したほうがよろしいような気がいたしました。

(事務局)

ありがとうございます。

(早川委員)

そして少し飛びまして第 18 条です。第 18 条の「原状回復」ですが、1 項の柱書きで「利用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに原状に回復しなければならない」と。これは、「何を原状に回復しなければならないか」の部分がないような気がいたします。

(事務局)

ありがとうございます。

(早川委員)

一般的には、机を並び替えたのなら戻しなさいみたいなことが典型的なのかもしれませんが、目的語が必要だと思います。

そして第 18 条の 1 項の 2 号のところですが、「この条例の規定による許可を取り消された場合」なのですが、これは、許可を取り消されたということは、許可を受けて利用してから取り消されたのか、許可をして利用する前に取り消されたのかと二パターンあるのですけれども、許可を利用する前に取り消されていれば、回復するものはないような気がしまして、これはどうなのかなという気がしました。

(事務局)

なるほど。ありがとうございます。

(早川委員)

そして、すぐ下の 3 号です。「行為の中止」と、これは何を言っているのか分からなかったのご説明をいただければと思います。

資料 3 までにつきまして気になったのは、以上でございます。

(事務局)

ありがとうございます。

ところどころ、文言の言い回しですとか、目的語が抜けているというところも、委員のご指摘で少し分かりましたので、この辺りは、ただ今我々の法制担当にチェックをかけてもらっておりまして、この辺りの言い回し、新潟市の標準的な規定を使っているところもあるのですけれども、今、委員におっしゃっていただいたところを踏まえまして、なお法制部門と言葉の言い回し、意味合い等も含め、少し整理させていただこうかと思っております。ありがとうございます。

(会 長)

ありがとうございました。早川委員に私から少し質問ですが、先ほど第 2 条の点で、「前条に規定する目的を達成するために必要な事業」ということに関して、前条、即ち第 1 条には目的が述べられていないとおっしゃったように聞こえたのですが、この「特定歴史公文書を適切に保存し、市民等の利用に供するとともに、本市の歴史を検証し、歴史に関する情報を発信するため」というのは、これは目的ではないのでしょうか。

(早川委員)

おっしゃるとおり、そこの部分を目的というように読むという作法であればいいのですが、よくある条文の作りですと、第 1 条の見出しが「目的」、第 2 条の見出しが「設置」というように分かれていて、条文自体の見出しに「目的」というものをつけていることが

多いので。

(会 長)

分かりました。

(早川委員)

そういう趣旨でございます。

(会 長)

そのほかの委員の皆様から、ご指摘、ご意見等がございましたらいざいだきたいのですが、いかがでしょうか。

私から一つ、ご質問というか、議長であります、させていただいてかまわないでしょうか。

(事務局)

ぜひ、お願いします。

(会 長)

1点ですが、事業の第2条です。その第4項というか、(4)に、公開・利用を促進することということでは不十分だということで、「歴史に関する調査研究を支援すること」という部分を掲げて、一つはっきりさせたということではありますが、特定歴史公文書を閲覧しようとする場合、もちろん歴史研究というのはもちろんであります、それ以外の歴史研究と言え、過去のものでありますから歴史研究と言え歴史研究になるのですが、市政の検証を広く行くと、市民として、あるいは市政に対する、近年の国の公文書に関する問題等もある中で、市民が広くこの歴史公文書にアクセスするということを念頭に置くのであれば、歴史研究を支援するという制限の仕方は果たしてどうなのかという疑問を少しもつ次第であります、いかがなものでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。昨今、国の公文書の問題もあり、市民の方の調査とか、調べたい思いというのは、例えば公文書とか歴史というジャンルにあまり限定しないで広く捉えたほうがいいのではないかとご趣旨で。

(会 長)

趣旨としては、そういうことですね。歴史に関する調査研究を支援するというと、何か、それこそ歴史研究者のための施設のような感じを受けるということに危惧する次第です。

(事務局)

ありがとうございます。この表現だと、いわゆる対象が歴史研究者みたいな意味合いにとられる感じが強いというようなところで。

(会 長)

そうです。ただ広く公開するということでの工夫だとは存じておりますけれども、今一つの工夫をお願いできればと。

(事務局)

貴重なご意見ありがとうございます。今、いただいたところも踏まえ、内部で違う表現が可能かどうか、少し整理させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

(会 長)

よろしくお願ひいたします。

(田中委員)

今の委員長のご発言に対してといたしますか、関連して、一つよろしいでしょうか。

私も同じところが気になっておりました。と言いますのも、基本的には、文書館の所蔵資料というのは、利用者がどういう目的でそれを利用するのかというのは、まったく文書館側としては制限できないというのが普通なのかなとは思っているのですけれども、新潟市として、ここに「歴史に関する」と敢えてつけたことのポジティブな意味づけといたしますか、狙いというのはどのあたりにあるのでしょうか。

(事務局)

正直、強い意図をもってということではなかったのですが、文書館で扱う文書、一般的には歴史に関するということと、整備基本計画で歴史情報といったところがありましたので、このあたり、何の調査研究かということと歴史に関するということかなということで表現したものです。

(田中委員)

多分、私ももともと専門が日本史ということもあるのでありますが、歴史に関する情報だと、やはり古い歴史を明らかにすること自体が目的になるので、例えば委員長がおっしゃったような市政の検証ということですよ。そういうことに関しては、この歴史に関する調査研究の中には含まれないような印象を私は強く受けました。なおかつ、新潟市が作成されております、ネットでも公開されている文書館の整備基本計画、そちらを見ますと、目的としてレファレンス・サービスの充実というところで、市民だけでなく行政組織への情報提供ということも、文書館の基本機能の一つとして挙げていると思うのです。ですから、そう考えますと、このような歴史に関する調査研究だけではなくて、行政組織の行政を円滑に管理運営するために行政組織の職員が利用するというのも大いに考えられますので、そのあたりもこの事業というところに加えていくといいのかなという気がしたのですけれども、いかがでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。この歴史に関するということの意味合いが狭まってしまうと、本来の市民のいろいろな調査研究の目的のあたりが拾えなくなってしまうところもありますので、今いただいたご意見で、もう少し調査研究の範囲を広く捉えられるような表現を工夫してみたいと思います。ありがとうございます。

(会 長)

よろしく願いいたします。

そのほか、何かこの条例案にかかわりまして、ご意見等がございましたら。

(田中委員)

すみません。もう1点よろしいでしょうか。

この会は審議会ではないということなので、あまり大幅な修正は出せないと思うので恐縮なのですが、この条例を見ますと、組織についての規定がないのですが、これはそれでよろしいのでしょうか。つまり、公文書館を地方において設置する場合は、専門職員を置くというのが基本にはなっていて、もちろん特例として置かないこともできるわけなのですが、敢えて専門職員を置くということを規定されないのは、何か理由があるのでしょうか。それとも、そもそも専門職員は置かないというお考えでいらっしゃるの

でしょうか。

(事務局)

条例の骨子につきましては、先行の他都市の条例等を参考にさせていただいているところがございます。専門職員につきましては、現在、先ほどの公文書館法では専門職員を置くという規定がある中で、専門職員は当分の間は置かないことができるという特例規定があるということも踏まえまして、現在、新潟市の条例では特段明記はしておりません。専門職員を置く、置かないにつきましては、記載の必要はないだろうということで、記載していないところでございます。

(田中委員)

そうですね。つまり、調査研究を目的に事業の一つに掲げておりますので、その場合は、やはり専門職員がいないと、法的には矛盾はしませんけれども、やや根拠が弱くなっていくのかなと考えました。

それと関連いたしまして、もう1点よろしいでしょうか。専門職員を置く、置かないをここに記載しない場合にもう一つ気になってくるのが、評価選別ということにいかにかかわっていくのかという点について一切書かれていないと思うのですが、つまり新潟市から文書を移管してもらう場合、あるいは廃棄に対して評価選別をしていく場合に、文書館としては、この条例案を読むうえではかかわることがないのかと見えるのですが、そのあたりを条例化するおつもりはないのでしょうか。

(事務局)

総務部総務課の袖山と申します。また加えさせていただいております。公文書管理条例を担当させていただいております。よろしくお願いたします。

そちらの公文書管理条例で、行政文書から特定公文書館への移管については規定をしております。そちらの規定の中で、文書を作成したときに、将来満期がきたときに移管すべきものなのか、廃棄してもいいものなのかという措置を、早目に定めておくという規定を設けます。実際に廃棄か移管をしようとする段階になったときに、あらかじめ措置を定めておくということは、文書館のほうではなくて、文書を作成した部署が中身に精通していますから、それぞれの実施機関で定めると。必要に応じて文書館の知見などをお聞きしながらということはあるかもしれませんが、保存期間が過ぎようとするときに、また文書館の意見を聞きながら、それぞれの実施機関が市長に協議をして、市長が文書館の意見を聞いたうえで、第三者機関にその辺が適切なのかどうかということも含めて、歴史的な文書というものをどのように選別していくのかという知識を段々積み重ねていってまいりたいということを考えております。ですので、何が特定歴史公文書かというところは、公文書管理条例の規則で定めるということを予定しております。実際に微妙な部分が出てくるかと思っておりますので、そういったときには、場面ごとに必要に応じて文書館の知見を活かしながら、適切にその都度定めていってまいりたいと思っております。

(田中委員)

つまり、文書館の専門的、技術的所見をそこで求める場合があるというような考え方でいいですか。

(事務局)

はい。話が長くなりましたけれども、つまりそういうことは予定しております。

(田中委員)

よくご丁寧にご説明いただいたので分かったのですが、そうした場合に、専門的、技術的所見をする専門職員を置くということは定めてあったほうがいいのかという気がいたしますが、特に早川先生、いかがでしょうか。

(早川委員)

ありがとうございます。専門職員についての規定は、置いておいたほうが良いと思います。今、手元でインターネットで確認したところ、専門職員という表現ではないのですが、新潟県立の文書館には、「文書館に館長その他必要な職員を置く」という規定が置かれていますので、職員に関する規定をこの文書館条例の中に置くこと自体は、特に問題ないと思います。

今ほどのご質問の流れからいきますと、この場合の職員というのはどのような仕事をする人かということを見ると、ご説明いただいたようなものですので、それができる人でなければ、ただの職員がいても意味がないというのが、今回の新潟市の全体的な公文書管理に関する考え方になると思われまます。そうであれば、この「専門職員」という言葉を使って明記しても、あとは人員配置の問題でいろいろ問題が出るのかもしれませんが、明記して、新潟市としては専門職員を置いてやるのですよということを謳っておかれたほうが、公文書管理制度全般をしっかりと運用していく体制を、人的な面でもきちんと担保しているのだということを宣言できるということにつながるかと思います。そのような感じでしょうか。

(田中委員)

ありがとうございます。あと、事業内容の一つで、移管の受け入れをするとか、あるいは評価選別に携わるということは掲げなくてもよろしいですか。いかがでしょうか。

(事務局)

先ほど総務部からご説明させていただきましたが、検討も必要かと。

(田中委員)

公文書管理条例に書くということは、よく理解できました。そちらで併せてといたしますか、やるような感じなのでしょう。

分かりました。了解しました。ありがとうございます。

(会 長)

両委員、どうもありがとうございました。私といたしましても、専門職員を置くということは、昨今の財政状況その他を含めると難しい側面もあろうかと思いますが、こうした新しい組織を政令指定都市としての新潟市が打ち上げるにあたっては、やはりそのような形で職員の配置についてぜひ明記していただくことを望むところであります。

(事務局)

ありがとうございます。いただいたご意見を踏まえ、内部でまた改めて検討したいと思います。

(会 長)

よろしく願いいたします。

そのほか、いかがでしょうか。

(早川委員)

早川です。よろしいでしょうか。

先ほど、事務局からご説明いただいた公文書管理条例との関係なのですが、今、検討されている公文書管理条例の案がたまたま手元にあるので見ていましたら、先ほどご説明いただいたような形で、実施機関が行政文書ファイル等を廃棄しようとするときには市長に協議をするという、そこまでは出てきます。実務的には、協議を受けた市長が文書館に問い合わせるとか、そちらに委ねて、実質的にはそちらで検討してということになると思うのですが、条例上どこにもいないと言えない状況でございますので、公文書管理条例上にはなくて、公文書館条例にもなくてということになると、後で規則・規程でそのプロセスを削除したりということも理論的には可能になってしまうのです。そういったことを考えますと、先ほど田中先生からご意見があったような形で、その受け入れに関して文書館がきちんと絡むのですよということを文書館条例の中の事務として位置づけてしまえば、これは議会を通さないとその事務をなくすことができなくなってしまうので、安定的な業務運営が可能になるとも考えられると思います。その点も含めてご検討いただければと感じました。

(事務局)

ありがとうございます。

4 (仮称)新潟市文書館の事業について

(会長)

早川先生、ありがとうございました。

そのほか、ご意見等はございますでしょうか。

それでは、引き続きまして、次第の4「(仮称)新潟市文書館の事業について」、事務局よりご説明をいただきます。よろしくお願いたします。

(事務局)

説明を交替いたしまして、歴史文化課の長谷川でございます。私からは、新潟市文書館の事業についてということで説明させていただきます。資料4をご覧くださいと思います。

資料4ですけれども、まずこれからの説明の仕方でございますけれども、この表に従って説明してまいります。まず縦軸、一番左ですけれども「事業の種別」とあります。

「特定歴史公文書の保存・利用」、「歴史資料の収集・調査研究」、「歴史編さんと情報発信」、「資料の公開・活用の促進、調査研究の支援」とありますが、これは、先ほど来出ております新潟市文書館設置基本計画の四つの基本機能をもとに、先ほどありました文書管理条例案の第2条の事項の4項目を表現したものでございます。この項目ごとに従いまして、以下、現状は現在の事業、開館年度、つまり来年度、令和3年度の事業について、それから開館次年度以降、令和4年度以降の事業の方向性について、そして事業を遂行するための中長期的な課題ということで表をまとめております。これに従いまして、表を説明する形で事業の考えかたについてお話しさせていただきますと思います。

まず、1点目でございます。「特定歴史公文書の保存・利用」ということで、まず一番上の部分ですけれども、現状は何も書いてありませんが、収蔵資料の保存環境にかかわる問題です。現状では、例えば市役所の執務室、あるいは市役所内の書庫などで、温湿度管

理のない常温の状態です。資料のほとんどが保存されてきたという現状があります。これが、文書館が開館いたしますと、真ん中です。温湿度管理のできる文書館の収蔵庫で資料保存が可能になり、これが続くという形になります。課題としては、このためには、開館後は継続的な環境対策というものが必要になります。従いまして、温湿度等の環境測定ですとか、虫がいるかないかとか、虫害対策などを、日常的な業務の中で取り組んでいくということも必要になってくるということでございます。

2点目、閲覧・複写サービスとあります。現在もすでに新潟市歴史的文書等利用要綱に基づきまして、市民の閲覧・複写、あるいは掲載許可等の市民サービスを展開しております。開館後は、同じく閲覧・複写サービス等は行われるわけでございますけれども、ただ、これは、ここからは条例に基づく閲覧・複写等のサービスという形になります。新たにここで変化があるとすれば、資料に関しての利用審査とか、利用決定の手続きが必要になって、その後の閲覧ということになるわけです。利用決定に不服の場合は、市民の権利として審査請求が可能になるというところが大きな変化ということではないかと思っております。

3点目でございますけれども、行政文書の評価選別、保存ということです。先ほど来話題になっておりますけれども、現在、私も、歴史文化課歴史資料整備担当は、平成6年から全庁の廃棄文書の中から歴史公文書の評価選別いたしまして、歴史的文書として一般に公開することができるところまでの作業を行っております。今後も、令和3年以前の作成文書については、保存年限満了期がまいりますと、歴史文化課、つまり開館後は文書館が選別するという作業は続くということなんです。先ほど来のお話の部分、公文書管理条例の施行に伴っての変化の部分ですけれども、令和4年度以降は、各実施機関がそれぞれ選別を行いますけれども、その際には、文書館がこの廃棄措置を決定するために助言、指導を行うと。いわば、公文書管理法の趣旨に沿った形で、文書館が役割を果たしていくということになる予定であります。問題としては、先ほど来の問題でありますけれども、専門職員の持続的な確保という問題があります。評価選別作業は、先ほど田中委員からのご指摘もあるとおりでございますけれども、例えば国立公文書館のアーカイブズ研修の修了者とか、評価選別についての経験豊富な人員でなければ、この作業はなかなかできないという問題があります。ですから、ここでの課題としては、公文書館法が求める専門職員を継続的に何とか確保していく必要があるということ、課題として認識しているということでございます。

2番目でございます。「歴史資料の収集、調査研究」ということなんですけれども、現状何をやっているかということなんですけれども、まず、やはり収蔵しております歴史公文書と古文書等が中心になりますけれども、公文書も含めて収蔵する歴史公文書に関する研究というものを行っております。2点目として、地域資料所在確認調査及びこれから寄贈、あるいは寄託される可能性のある資料についての事前調査ということも行っております。それから、各種講座、刊行物の掲載等のための新潟市の歴史に関する調査研究、こういったことも行っております。

これは、開館年度も開館以後も基本的には変わらないわけでありまして、課題といたしまして、目標を掲げるならば、こうした歴史研究の成果を継続的に各種の講座や刊行物で発表していくということが目標になります。そういった場として、次年度以降のところ、令和4年度以降ですけれども、各種調査研究の成果といたしまして、仮ですが、「新

新潟市文書館研究紀要」等を発刊いたしまして、短期的な研究の成果というものを市民に還元していくことを考えているというところがございます。さらには、この歴史研究の成果というものは、将来的には、本来うちの課がやってまいりました歴史編さんにつなげていきたい。例えば、これからですと市政 150 周年記念あたりで次の新潟市史ということも考えられるかもしれませんが、そういった大きなところにつなげていくことが長期的な課題であります。

さらにもう一つお話をしていく必要があるかと思うのですが、地域資料所在確認調査等については、新潟市内の郷土史研究団体より、例えば地域資料調査員制度というものを設定したらどうかというような提案がございました。お手元の添付資料の中に新潟県立文書館の文書調査員の要綱というものがあるかと思えます。新潟県立文書館では、平成 4 年の開館以来、上中下越佐渡地区に、それぞれ専門的な知識のある研究者を中心といたしまして、文書調査員として任命いたしまして、その方に、例えばさまざまな地域資料の所在確認に関する情報を寄せていただいたり、年 1 回の夏から秋にかけて行われる所在確認調査の際に、その調査に参加してもらい、ともに資料調査を行い、目録作成等を行うというような活動を現在も行っていきます。こういったことから、そういった提案があったものと思われましますが、やり方とか方法はともあれ、今後、私どもも調査研究のやり方として、こうした郷土史研究団体とのさまざまな形での連携も検討していく必要があるだろうと考えております。

3 点目でございますけれども、「歴史編さんと情報発信」ということですが、現在でございますけれども、私ども、「古資料が語る新潟の歴史講座」というものを年 4 回開催しております。外部講師の方とうちの職員が、資料紹介ということで、毎回新しい資料を紹介しながら歴史の面白さを伝えていくということを公開しております。ほぼ 200 人くらいの規模で、新潟市の中心部の会場で毎年行っております。今年はコロナの関係等で中止いたしました。こうした講座がうちの活動の柱でございますので、開館年度におきましては、開館プレ歴史講座として「古資料が語る新潟の歴史講座」の枠を活用しまして、こうした開館イベント的な意味合いをもたせながらやる予定にしております。また、開館時には、記念の講演会等も予定しております。これらは、新潟市の中心部の会場で行う予定にしております。令和 4 年度以降の講座の考え方も、こうした歴史資料に関する講座「古資料が語る新潟の歴史講座」のようなものですが、外部会場で現在の規模を維持して開催することが必要であろうと考えております。たが、そのほかに古文書整理や文書館関係に関する講座を開催していきたいと考えております。これは、まさにうちの収蔵資料ですとか、古文書等の歴史資料に関しての関心を広げていただくために、資料整理ボランティアというものを育成していこうと。そういった方々に、当館の歴史資料の整理等に参加していただければということも考えております。また、こういった際には、資料整理ボランティアの継続的な育成、それからボランティアの皆さんの活動ができる保証をするためにも、郷土史ですとか、各地の古文書を読む会など関係を結びまして、ぜひとも文書館の活動に参加してもらえるようにしていきたいということが課題であり、目標であると考えております。

それから、市報、あるいは歴史コラム、現在当課のうちの係で、新潟市の市報の歴史コラムを月 1 回担当しておりますし、それから今日お配りしましたように、新潟市歴史資料

だよりというものを、現在は毎年1回刊行しております。これは、開館後もあらゆる機会を捉えて継続していきたいと考えております。

そのほか、開館後に変わることといたしましては、展示ということが新しく出てくるということでもあります。現状は、開館に向けての準備段階で、まだ何も形になっているわけではないわけですが、開館年度、来年度に関しては、まずは文書館にかかわる基本的な展示というものをつくっていく必要があるということで、常設プラス企画展示という形で、基本的な展示をつくっていくことを、まず開館時にはそろえるということを考えております。内容としましては、例えば文書館、アーカイブズとは何かとか、新潟市の歴史に係る概要ですとか、学校を利用した文書館でございますので、この小学校校舎にしまして、文書館の地元地区、あるいは小学校そのものの歴史等を含めて、基本的な情報を展示という形で表していきたいと考えております。令和4年度以降については、これから予算等の問題はございますけれども、企画展示を年1回から2回行い、そのほかは資料公開室に常設の展示ケースがございますので、そこで展示替えをしながら館蔵の収蔵品を使って当館の資料を紹介していくということを考えております。課題としましては、今申し上げましたが、予算の確保もありますし、展示という点では、これも展示ができる専門的知識、あるいは経験、技術というものをもった人材がどうしても必要です。学芸員の業務ができる人材も必要ということになりますので、こういったことがやはり人の問題としてあるということ認識しております。

4点目でございます。「資料の公開・活用の促進、調査研究の支援」ということですが、主にはこの文書館を利用される方々に対しての事業ということになります。まずは資料閲覧、資料閲覧に伴います複写、それからさまざまな本とともに当時の資料を使いたいということで寄せられてきます掲載許可、こうしたサービスでございます。それから、来館、あるいはメール、電話等でさまざまな、年間ですと200件近くの調査相談、レファレンスというものが寄せられてまいります。これに対しての質問に答えていくということが、これも大切な業務と考えております。開館年度を見ますと、この上の二つは、現在もやっておりますし、これからも変わることなく文書館の基本的な業務として展開していくことになるわけですが、これらを円滑に進めるために、現在、開館年度のところにありますけれども、目録検索システムの整備・運用ということを準備しております。今、予算要求中ということになるわけですが、課題のところにもございますけれども、この新しい文書館が新潟市の一番北の外れという、立地条件があまりよくないところもございます。こうしたことを踏まえて、時間や場所を問わずに、市民が資料にアクセスできる体制の整備ということが必要であるということです。これらは、やはり先ほど来の郷土史研究団体等からも強い要望が寄せられております。これは、開館後も新しい所蔵資料の情報の更新ですとか、文書館としての情報発信というものが恒常的に求められてくるということになりますので、こういったことを整備することにより、市民の資料の利用や活用というものが促進されて、市民の求める調査研究活動を側面からあらゆる形で、文書館というツールを使って支援する体制というものを、さらに充実させていきたいと考えているということです。

一応まとめますと、文書館の事業としては、これまですでに文書館の機能をもってきたというところがございますので、その活動がそのまま文書館で行われるということが基本

であります。さらに、そこに含めて新しいいくつかの事業を考えているところがございますけれども、まだどのような方向でということがございますので、それからできること、いろいろな角度から、皆様からご意見をいただきました、いろいろな形で参考にさせていただきたいと考えております。

(会 長)

ありがとうございます。ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見等がありましたら、よろしく願いいたします。

(早川委員)

早川です。よろしいでしょうか。

質問を2点させていただきたいと思います。

まず1点目が、一番上の「特定歴史公文書の保存・利用」のところなのですが、開館の前の段階までに、審査基準というものを策定しなければならないはずですが、この資料に書かれておりますように、公文書管理条例が施行されますと、請求権に基づく請求になりますので、条例に基づく請求に対する処分ということで、利用拒否するなどということがなされます。そのときには、新潟市の行政手続条例に基づきまして、申請に対する処分の手続として審査基準というものを策定しなければならないということになっているのですが、これは、総務部総務課で作られるのかどうかということが気になっておりますので、準備としてどちらかがされればいいのですけれども、忘れないようにされたほうがいいということです。

もう1点が、「歴史編さんと情報発信」という三つ目の枠なのですが、現状、開館年度、次年度以降の方向性を見て、歴史編さんに関する記述がおそらくなくて、情報発信に関する記述だけのように見えます。おそらく次の市史などの刊行が決まっていないから書けないのかもという気がしないでもないのですけれども、この歴史編さんについての事業で資料の収集などというようなものを書きこんでおかれたほうがよろしいような気がいたしました。

その2点が質問です。それ以外は意見になりますけれども、専門職員の問題は先ほど申し上げたとおり、やはり必要だろうと思われまして、また、地域の方々の地域資料調査員の制度というものは、これはもう積極的に活用されたほうがいいと思います。どうしても地域の資料は、個々人のお宅に眠っていたりしますので、地縁のある方が調査に行かれると見せてもらえるけれども、都心から行くと見せてもらえないとか、そのようなこともよくお聞きするところですので、地域の方々を活用していくというのはとても必要かと思えます。

そのくらいです。質問は2点ほどございましたが、よろしく願いいたします。

(会 長)

では、事務局からよろしく願いいたします。

(事務局)

総務部総務課の袖山です。ありがとうございます。

利用決定に対する審査請求につきましては、今の情報開示請求ですとか、個人情報開示請求にも審査請求に対応しておりますので、そこの整合性も併せながら点検してまいりたいと考えておりますので、条例施行の際には十分な準備をしておいてほしいというつもりでお

りますので、よろしくをお願いします。

(早川委員)

申し訳ございません。審査請求の対応ではなくて、お聞きしたのは審査基準なので、申請がなされたときに、それに対してどのような処分をするのかについての基準です。

(事務局)

すみません。長谷川です。

その部分は、まだ準備ができておりませんでしたので、これから、この後特定歴史公文書の利用に関する規則を整備してまいりますけれども、そこと併せて審査基準というものも作っていきたいと思います。

(早川委員)

ありがとうございます。

(事務局)

続きまして2点目の歴史編さんの話ですけれども、おっしゃるとおり、何か決まっているわけではないので書けないということが1点でございますけれども、調査研究のところで申しあげましたけれども、結局のところ、さまざまな調査研究というものが、最終的には私どもの業務としての調査研究の成果の方向性としては、やはり歴史編さんという形につながっていくべきものだと考えていますので、確かに編さんのところには入っていなくて分かりにくいところですが、調査研究との連動性の中でご理解いただければと、この点に関しては考えております。

(早川委員)

ありがとうございます。おそらくそういうことだろうなとは思いますが、資料上、やはり調査研究が歴史編さんのところにもあったほうが、やっていないのではないかとと言われるのも何かなと思ったので、ご検討いただければと思いました。

(事務局)

ありがとうございました。

(会 長)

そのほか、退席前に田中委員からチャットで、レファレンスについて、条例の事業の中に入れないのでしょうかという質問がきております。これに関して、あとは専門職員の確保に対して、長谷川さんのような方がいなければどうにもならないでしょうねという感想であったわけですが、そのレファレンスに関してはいかがでしょうか。

(事務局)

条例にということでしょうか。

(会 長)

条例に含まれないのでしょうかということなのだと思います。そのご質問のご趣旨は。

(事務局)

条例条文で言えば、第2条の第4項のところで「歴史に関する調査研究を支援すること」とございまして、資料2で見ていただきますと、もともとこの第4項に該当するところで、整備計画ではレファレンス・サービスの充実といったところを挙げておまして、それに基づくものとしまして、調査研究支援というところは、市民の調査相談にのるとか、そういったところを含めているということをやっているところがございます。

(会 長)

ありがとうございます。先ほどの歴史研究というところとの兼ね合いで難しいところがありますけれども、その辺の条文の工夫ということをご希望したいと思います。

そのほか、ご意見はございますでしょうか。

(中村委員)

私からいくつかご意見を申し上げさせていただきたいと思います。

一つ、まずその「特定歴史公文書の保存・利用」に関しては、先ほど各委員からご指摘がございましたけれども、廃棄措置の際の役割と申しますか、その点については、私からもぜひ条例案のどこかに明示していただくのがよろしいのではないかと、まず申し上げて要望させていただきたいと思います。

それから、二つ目の「歴史資料の収集・調査研究」に関してなのですが、地域資料所在確認調査及び寄贈・寄託資料の事前調査は、ぜひ実施していただきたいと思うのですが、そのときに、もし可能であれば、今、日本各地で災害が多発しておりますけれども、災害の中でさまざまな形で地域の歴史資料に影響が出るということも最近が多々ございます。ですので、災害時の地域資料の現状調査といいますか、そういったことなども盛り込んでいただくとよりよいのではないかと思います。ですので、申し上げさせていただきます。

それから3点目、「歴史編さんと情報発信」に関してなのですが、この情報発信に関連しまして、近年ですと学習指導要領も改訂になって、日本史探求という高校の日本史の要領の中には、公文書館等の利用ということも文言として入ってきているということになります。ですので、そうした学校教育との連携ということも明確に書いていただくと、それはもう社会的な要請があることですので、ぜひご対応いただければと思います。

それとまた関連するのですが、四つ目の「資料の公開・調査研究の支援」に関して、これは条文上で求められているわけではないのですが、今、やはり大学の地域との連携というものを強めている時代でございますので、そういった中で大学の授業の中でもこうした文書館を利用させていただくということが多々あるかと思っておりますので、そういったときの実習の受け入れとか、そういったことについても、もし積極的にご検討いただければありがたいと思います。

(会 長)

ありがとうございました。事務局から何かございますでしょうか。その点に関して。

(事務局)

ありがとうございました。1点目に関しては、そのとおりでございますので、条文との関係の中で検討して、入れていけるようにしたいと思います。

2点目の災害対応、まさに重要なことでございますので、そうですね。「災害対応」という言葉を事業の中に入れていきたいと思っております。

3点目について、学校の利用の話ですね。埼玉県の公文書館で高校向けの教材を作ったりその活動をしたりということは、私も聞いております。見たり聞いたりしていますので、實際上、今後、文書館の学校利用をどのようにするかということもあると思っておりますので、これは入れていきたいと考えております。

4点目、大学との連携、大変こちらでも期待しております。いろいろな意味で期待してお

りますので、ぜひとも実習等をこちらとしても積極的に受け入れさせていただきたいと思
いますし、さまざまな形でこちらからも講座等の共催ですとか、そういったことも含めて
一緒に文書館の活動を盛り上げていただきたいと思いますと思っておりますので、よろしくお願
いします。

(会 長)

ありがとうございました。そのほか、ご意見等、ご質問等はございますでしょうか。

(早川委員)

すみません。補足を1点よろしいでしょうか。

今、中村先生からご発言があった災害時の対応なのですけれども、鳥取県の公文書館が
条例の中でそれについて謳われておりますので、そちらを参考にされればよろしいのかな
と思いました。情報提供までです。

(会 長)

ありがとうございます。そのほか、いかがでしょう。資料整理ボランティア等の話が
出ておりますが、現状、歴史博物館で市民ボランティアをされている伊藤委員から何か。

(伊藤委員)

伊藤でございます。

やはりボランティアと言っても、ある程度の知識がないと務まらないような気がいた
します。文書一つ、「この字、何？」という方がボランティアなると、かえって職員の方々
の足を引っ張るようなことにもなりかねないので、早めに、対策を少しずつでもいいので
すけれどもやっていただければ私は思っております。地域の団体の活用はいいのですけ
れども、その方たちがあまりにも力が強いと、文書館としての骨子がしっかりしていない
と、そこに入ってくるようなことはないのかなということも、一つ危惧しているところ
です。そして、予算がないと、どこもそうなのですけれども、この対策はいろいろなもの
であるような気がいたしています。クラウドファンディング、寄付を募るということも一つ、
資料の寄付もさることながら、資金としての寄付もお願いできるようなものがあればいい
のではないかと考えています。歴史博物館とのすみ分けはどうなのかなと。そこにも寄託、
寄贈があるような気がいたしますので、それとのすみ分け。それから、今現在も公文書
だけではなくて、文書の文化財指定もされている、そういったものの所在もはっきりさせ
たほうが私はいいような気がいたしますけれども、いかがでしょうか。難しいでしょうか。

(会 長)

では、事務局からお願いいたします。

(事務局)

では、最後の質問からお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、博物館と文書館
の関係、つまり逆に言えば、歴史資料担当とみなとびあの関係ということになるのですけ
れども、新潟市の方針として、きれいに全部分けるということはしないで、やはり所蔵者
の意図をまず第一に尊重しようと。みなとびあにどうしても寄贈したいと言え、そこ
にあるべきだし、新潟市に寄贈したいのだということであれば、私どもが面倒見るし、そ
ういう形で、どこであってもまず持つこと。持ったら、できるだけ情報を共有する。そし
て、内部で貸し借りができるようにするというような形で、これまでも取り組んできたも
りですけれども、実際には、みなとびあに何があるか、新しく入ってきたものにどのよう

ものがあるかというのは、意外とわからなかったりということはありませんけれども、逆にみなとぴあは、うちの資料を使って新しい展示をやることもけっこうございますので、その辺のところは、これからもいい連絡をとりながら進めていきたいと考えております。

それから、文化財指定の関係のものについては、これは、やはり歴史文化課全体の話の中での共有の問題ということになると思うので、それはまた文化財係から情報をいただきながらですし、いろいろな形で資料の保存のあり方ですとか、取り扱いの仕方ですとか、連携してやっておりますので、その辺のところはご心配いただくなくても大丈夫かなと思っています。

そして1点目に戻りまして、ボランティアのお話でございますけれども、おっしゃられるとおりに、古文書というものは、どうしても技術が必要なところもあります。ですので、おっしゃられるとおりに、やはり育成というところにまず力を入れていきたいと思っております。その中でも、読めなくてもできることというのもたくさんあるはずですので、まずは古文書に触れるとか、実際に資料の持つ迫力ですとか、そういったものに実際に触れていただくことによって、興味関心もできていくということもあるかと思っておりますので、おっしゃるとおり、私もボランティアの育成講座みたいな形で進めていけたらと考えております。

それから、地域との関係、団体との関係ですけれども、その辺はやってみないと分からないところもあるのですけれども、ただはっきりしていることは、当館の収蔵資料の整理とかという形で目標を決めてやることになると思っておりますので、その辺のところと一緒に活動していただける知識のある方とか、やってみたい方という形で募集していきたいと思っておりますので、そのときには、またいろいろと皆様のお知恵を借りながら進めたいと思っております。

それから、お金の話に関しては、先ほどもお金がないので大学との共催をお願いしたいという話もさせていただきましたけれども、同じく、できれば日報（新潟日報）ともいろいろな形で共催させていただいたり、確かに寄付なども望めるものなら望んでみたいと思うのですけれども、方法もよく分からないものですから、またいろいろなご支援くださる皆様方のお話を伺いながら、可能なことはやっていけたらと思っております。

（伊藤委員）

ありがとうございました。

（会 長）

ありがとうございました。今ほど、少し振りなどもあったのでございますけれども、新潟日報をはじめとした民間の、マスコミに限らず、民間企業等とのコラボレーションというようなことに関して、何かこうしたことはなかなか難しいとは思っておりますけれども、渡部委員、何かご発言をいただければありがたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

（渡部委員）

そうですね。やはり文書館が市の中心部から随分離れているということで、我が社のことと言えば、メディアシップが万代にございまして、展示するスペースもありますので、そういうところに出張して展示なり、そのほかイベントなりをされるということでは、一緒に連携できるかなと考えております。

それから、この自動検索システムの整備・運用というのは、記事を書く側からすると大変重宝するだろうと思うのですけれども、これは、開館年度内に整備・運用と書いてあり

ますけれども、だいぶ大変なのではないかと思うのですけれども、どのくらいのタイムスケジュール感をもっていらっしゃるのかということをお聞きしたいのと、それから情報発信の面で、先ほども触れました企画展示みたいなこと、文書館内でやられるときも、館内に北区の公民館ですとか、そういうところに確か学芸員がいらっしゃって美術品の展示会などもよくやっていたらと思うのですけれども、博物館ですね、そういうところと連携して、展示のアドバイスをいただいたりするということにすれば、新たにその部分の専門の職員ということは補完できる部分ではないかなという感じもするのですけれども、いかがでしょうか。

(事務局)

先に北区の話ですと、やはり展示の関係ですと分野の問題がございまして、北区の学芸員は美術の学芸員なので、嘱託の学芸員もいますけれども、うちも私がやりますけれども、ほかのところの職員もそういうところの経験がまだ十分ではないので、場合によっては北区の博物館等との、知恵ですとか、技術ですとか、お借りすることも今後考えていきたいと思えます。

それから、メディアシップへの展示の件は、ぜひとも考えさせていただきたいし、例えば開館記念講演会等で一緒に共催していただくとか、場所をお貸しいただくようなことも今後考えていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

目録検索システムに関しては、高橋から。

(事務局)

事務局の高橋でございます。私からは、目録検索システムについて、簡単にお話しさせていただきたいと思えます。

何分予算との兼ね合いもありますので、開館年に整備を目指すということで今計画をしているところでございますが、幸い私どもで従前の市史編さんですとか、資料を取り扱う中で、企画はまったくバラバラではあるのですけれども、それぞれの資料の目録について情報はもっていると。それを統合していった一元化して、なおかつインターネット等の形で利用者の方に使いやすいものということで、参考資料でもつけさせてもらいましたが、愛知県とか、そういうものの先進の事例を学びながらというところでございます。

また、私もまだ計画の勉強中ではあるのですけれども、将来的な拡張性・冗長性の最近のシステムは、謳い文句としてというところもあるようですので、今後のオリジナル資料に対する市史編さん等の研究が深まっていくにつれ、目録情報というものも研究成果をフィードバックする余地もあるのかなと。そういう意味でも何とかして開発を頑張っているところではありますが、ベースになるものは幸いにしてこれまで整理してありましたので、開館年については、その統合というものを一つの目標にして頑張っていきたいというところなのですが、予算等もあるというのが今の現状でございます。

(渡部委員)

ありがとうございました。

(会 長)

ありがとうございます。ほかにご意見、ご質問等はございますでしょうか。

文書館の役割、機能というものを果たしていくために、どういう方向でどういう事業を求められるのかということで、この四つの柱に分けて、そして開館年度、次年度以降とい

う形でまとめていただいたわけでありますけれども、今ほどさまざまなお意見をいただきました。まださらにご意見等はございますか。いかがでしょうか。

(中村委員)

中村でございます。あと1点だけ、要望というか、追加させていただきたいことがあるのですけれども、まさにこの歴史資料収集とか編さんにかかわるのですが、今、刊行されているものも20年、30年経てば、それは歴史資料になるという、そういうことがございます。もちろんそれは、例えば図書館とかそういうところで保存されている分もあるかと思うのですが、そうした新潟市民のさまざまな市民活動に関連する資料等も、もし可能であれば、その歴史資料編さんとか、新潟市の歴史を保存するという観点から保存を検討していただいて、そして現在刊行されているものも後には歴史資料になるという観点での資料収集ということも、事業の中でご検討いただければと思います。

(事務局)

確認ですけれども、これは、刊行物ということで。

(中村委員)

例えば、ミニコミみたいなものとか、あとはさまざまところで刊行しているけれども、意識して取っておかなければ残らないものはありますよね。

(事務局)

広告のチラシを集めているみたいな、そういう。

(中村委員)

もう少し公的なものでもいいと思うのですけれども、そういう感じです。

(事務局)

そうですね。なかなか所蔵者の情報が散らばっているのと同じで、そういった情報がなかなか入ってこないというところがありますので、もしそういったことがあれば、ぜひいろいろな形で教えていただきまして、その中で、やはり一応新潟市の歴史、あるいは新潟市の物として価値のあるもの、重要なものと判断されるものについては、積極的に収集していきたいと思います。

(会 長)

ありがとうございます。ただ今、やはり情報が散らかっているというか、そういう話がありました。新潟市は、やはり広いところでありまして、それをこの北区のはずれのところできりまとめるというのは、容易なことではないかと思いますが、せっかくのもの、文書館の完成をみた暁には、やはり新潟市の歴史に関しては、ここが一つの情報の核になるという気構えと申しますか、気構えだけでできるわけではございませんが、そうした形で、なかなか難しいとは思いますが、西蒲区から南区まで、それぞれが資料館をもっているようなところも含めまして、良好な関係を築きながら一つの拠点施設として機能していただけるとありがたいと思う次第です。今のは、希望として申し上げました。

そのほか、皆さんからご意見、ご発言等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、皆さんからのご発言等、一通りいただいたようでございますので、議事を事務局に戻したいと思います。ご協力ありがとうございました。

5 閉会

(事務局)

事務局でございます。原会長、並びに委員の皆様、長時間に渡り貴重なご意見を大変ありがとうございました。本日頂戴いたしましたご意見を踏まえ、今後の文書館開館に結びつけてまいります。

次回の運営協議会につきましては、来年度、また改めて皆様に日程調整をさせていただき、開催させていただきたいと考えております。いよいよ開館年でございますので、開館する前に委員の皆様に文書館を見学していただく機会も設けさせていただければと考えておりますので、その際にはお時間をいただくことになるかと思いますが、なにとぞよろしくお願いたします。

それでは、(仮称)新潟市文書館運営協議会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。